

1 水道料金改正等の基本的な考え方

(1) 料金改正等の目的について

- ① 水道事業は、安心して飲める安全な水を安定して供給する責務があり、そのためには、健全な経営を維持する必要がある。

しかし、地区別に独立採算により経営を行っている当市において、西条地区は平成20年度から、東予地区は平成22年度決算から収益的収支が純損失で赤字経営となっている。

特に、西条地区においては、平成25年度末現在、累積欠損金が1億8百万円生じており、内部留保資金も平成28年度にはマイナスになる見込みである。西条・東予地区については、早急に経営改善を図るため料金を上げる必要がある。

- ② 一方、行政の一体性や使用者負担の公平性を確保するためには、水道料金の地域間格差を是正し、早期に料金統一を目指す必要がある。

そのため将来の料金統一を見据えた中で、健全な経営が可能な範囲内において、丹原・小松地区の料金水準が適正で妥当かどうかを検討し、更には、各地区間の収支均衡を図っていくことも必要と考える。

(2) 料金算定方式について

公営企業は、独立採算を基本に経営されているため、使用者の負担の公平を図るとともに、事業の健全な発展を図りつつ、財政の自主・自立性を確保することが求められている。

このため、水道料金の設定にあたっては、事業運営に必要な経費に見合った料金水準を定める総括原価方式による料金算定を基本とすることとされている。

◎総括原価方式とは、

項 目	総 括 原 価 方 式
算 定 方 式	○営業費用 人件費、薬品費、動力費、修繕費、委託料、減価償却費 資産減耗費、その他維持管理費 ○資本費用 支払利息、資産維持費

※料金総収入額＝総括原価（営業費用＋資本費用）

〈地方公営企業法第21条第2項〉

「料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされている。

(3) 水道料金配分（基本料金、従量料金）の考え方について

水道料金については、水を使わなくても毎月一定の負担をお願いする基本料金と水を使用した分だけ負担をお願いする従量料金とに分けられている。

そのため、料金対象原価をその性質によって基本料金に充当するものと、従量料金に充当するものとに区分されており、主な考え方は以下のとおりである。

① 基本料金に充当する経費（需要家費）

検針・集金関係経費、量水器（水道メーター）関係経費など水を使用しなくても事業運営をしていく上で必要な経費である。

② 基本料金と従量料金の両方に充当する経費（固定費）

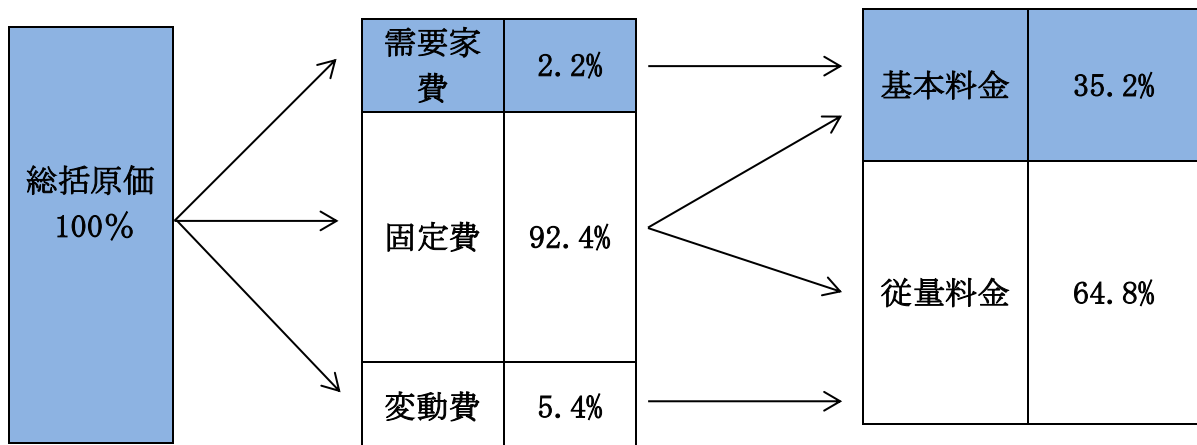
減価償却費や支払利息、人件費など総括原価（料金対象原価）に占める割合の高い固定費は、水の使用料に関係なく必要とされる経費であることから基本料金に充当するべきですが、そうした場合、基本料金が著しく高くなってしまい現実的でないことから、標準的な配分方法である最大給水量に対する平均給水量の割合を参考に基本料金と従量料金にそれぞれ配分する。

③ 従量料金に充当する経費（変動費）

薬品費や動力費のうち従量料金に当たる部分など、概ね使用水量の増減に比例する費用である。

◎原価の配分方法

※配分割合については、平成25年度水道事業会計の概算割合です。



(4) 料金算定期間について

料金算定期間は、日本水道協会の「水道料金算定要領」によると、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び事業者の経営責任の面などの要素を考慮した場合、概ね3年から5年を基準として、適正な範囲で長期化を図ることが妥当であると示されている。

(5) 経常収支比率について

この比率は、企業の収益性を示し、比率が高いほど経営状況が良好といえる。ただし、100%未満では、経常損失が生じている。

経常収益は営業収益と営業外収益を合わせた収益で、営業収益の主なものは水道料金、営業外収益は預金利息・加入金・負担金などである。

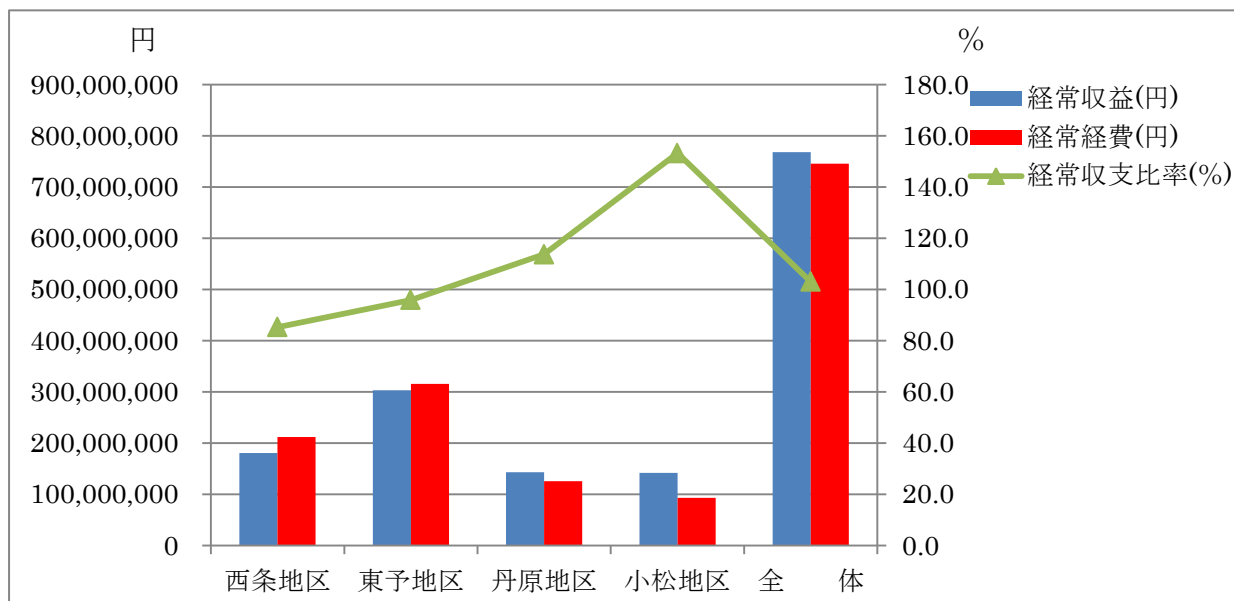
経常費用は営業費用と営業外費用を合わせた費用で、営業費用は、原水及び浄水費・配水及び給水費・総係費・減価償却費・資産減耗費などで、営業外費用は、企業債や借入金の利息などである。

※経常収支比率

$$\frac{\text{経常収益（営業収益＋営業外収益）}}{\text{経常経費（営業費用＋営業外費用）}} \times 100$$

◎平成 25 年度経常収支比率

地 区	経常収益(円)	経常経費(円)	経常収益－経常経費(円)	経常収支比率(%)
西条地区	180,649,075	211,850,549	△ 31,201,474	85.3
東予地区	302,652,336	315,689,240	△ 13,036,904	95.9
丹原地区	142,638,377	125,478,187	17,160,190	113.7
小松地区	141,971,786	92,678,350	49,293,436	153.2
全 体	767,911,574	745,696,326	22,215,248	103.0



※西条・東予地区においては、経常収支比率が 100%未満となっており、経常損失が生じている。丹原・小松地区については 100%以上となっており、経営状況は良好である。西条市全体としては、103.0%で経常利益が生じている。

(6) 給水原価と供給単価について

給水原価とは、1 m³の水を製造するのに係る費用を算出するもので、供給単価とは 1 m³の水を供給したときの平均収入額を見る指標である。

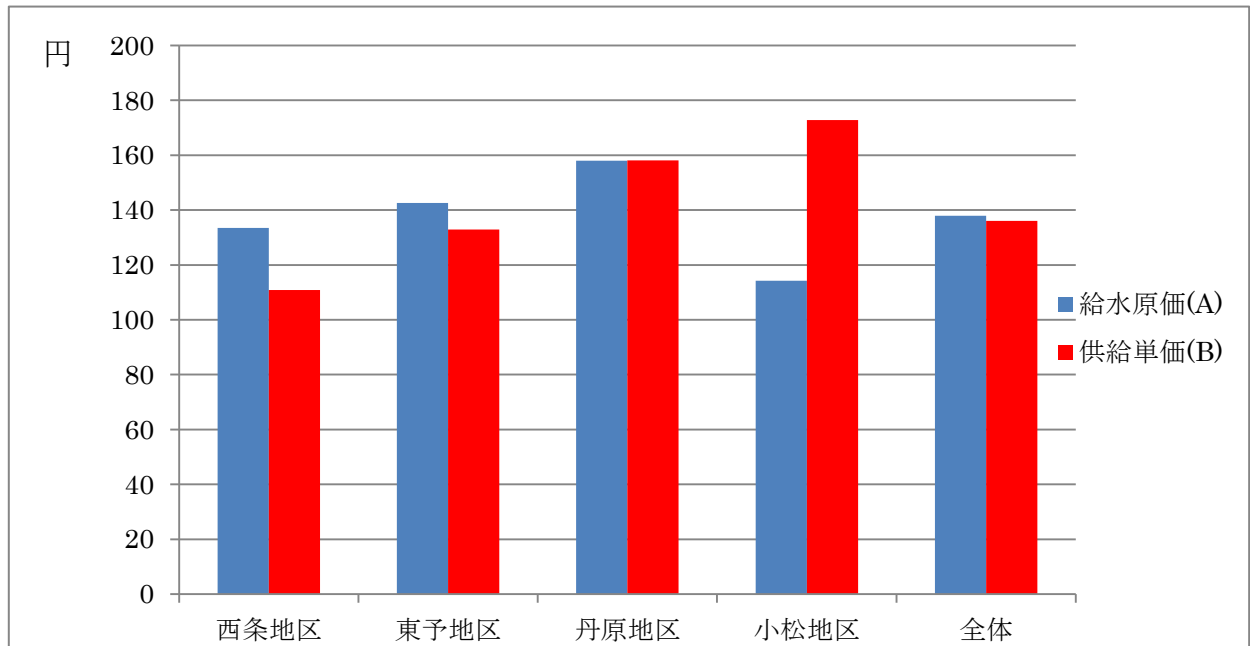
供給単価を給水原価で除したものが料金回収率であるが、100%を下回っている場合は、給水に係る費用が、水道料金のみで賄われていないことを示している。効率的な経営をし、なおかつ、この比率が著しく低い場合は、適正な料金設定をする必要がある。

◎平成25年度給水原価と供給単価表及びグラフ

地区名	給水原価(A) 円	供給単価(B) 円	料金回収率(B/A×100) %
西条地区	133.5	110.8	83.0
東予地区	142.6	132.9	93.2
丹原地区	158.0	158.1	100.1
小松地区	114.2	172.8	151.3
全体	137.9	136.1	98.7

※[給水原価] = [経常経費 - 材料・不用品売却原価] ÷ [年間総有収水量]

※[供給単価] = [給水収益] ÷ [年間総有収水量]



※西条と東予地区については、料金回収率が 100%未満となっており、適正な料金設定が必要となっている。